

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年5月号 | No. 05/2018

PCT ニュースレター (日本語抄訳) は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 最新情報

EP: 欧州特許庁 (手数料)

IS: アイスランド (手数料)

KR: 大韓民国 (代理人に関する要件)

MK: マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (所在地とあて名、電話番号、電子メールアドレス)

SE: スウェーデン (手数料)

TR: トルコ (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (カナダ知的所有権庁 (誤植)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、中華人民共和国国家知識産権局)

米国特許商標庁: 2018年3月2日及び21日の休業

米国特許商標庁は、2018年3月2日 (金) 及び21日 (水) に、悪天候のため休業いたしました。

その結果、PCT 規則80.5に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日であるそれぞれ2018年3月5日 (月) 及び3月22日 (木) に満了となりました。

詳細は、USPTO の下記ウェブサイトに掲載された通知をご覧ください。

<https://www.uspto.gov/patent/laws-and-regulations/patent-related-notices/patent-related-notices-2018>

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 作業部会の作業文書

2018年6月18日から22日までジュネーブで開催される第11回 PCT 作業部会のために作成された作業文書を、以下のリンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=46429

PATENTSCOPE 検索システム

インドの国内コレクション

インドの国内特許コレクションが、以下のリンク先の PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけるようになりました。

<http://patentscope.wipo.int/search/ja/advancedSearch.jsf>

(“ヘルプ” タブから “データ収録範囲” をご参照ください)

当該コレクションとして、現在470,000件以上の文献が収録されています。これにより52の国内又は広域官庁のデータが PATENTSCOPE で利用可能となっております。

PCT に関する記事

今年の世界知的所有権の日¹のキャンペーンである、“変化をもたらす原動力：イノベーションとクリエイティビティの分野で活躍する女性”のテーマに沿って、最新号のWIPO マガジン（2018年第2号）では、日々私たちの世界に変化をもたらす原動力となっている多くの注目すべき女性たちの中からほんの一部を取り上げ、その見解や経験を紹介しております。

醸造から生物製剤へ：バイオコンの Kiran Mazumdar-Shaw 氏がグローバルヘルスを変革する

Mazumdar-Shaw 氏は、インド最大で、イノベーション主導の完全な総合バイオ医薬品企業であるバイオコンの代表取締役です。彼女は、数十億ドル規模のグローバルヘルスケアビジネスを築き上げるのに必要なことや知的財産が果たす役割について述べています。“知的財産はイノベーションを市場に効果的にもたらす上で、また価値創造をもたらす上で重要な役割を果たします。PCT は、一つの国際特許出願を通じて、バイオコンのようなイノベーション主導の企業が150以上の国において特許による保護を求めることを可能にします。それ自体がコスト効率の高い選択肢です。また各国へ出願する費用を18ヶ月先延ばしできるため、対象となる市場の特許戦略や商業化戦略を練るためのさらなる時間を提供してくれます。”と Mazumdar-Shaw 氏は説明します。

子供の摂食を容易に

英国人の発明家であり起業家でもある Mandy haberman 氏は、自身の企業の成功において知的財産権が果たす重要な役割について説明しています。PCT は国際市場において製品の保護を求める企業にとって有用な選択肢であると彼女は言及します。子供のための漏れないトレーナーカップである、Anywayup®カップの知的財産戦略を練る際、“英国だけでなく、複数の国で安定した特許権が必要だと認識していたので、対象としている市場での特許出願のために特許協力条約（PCT）の利用を選択しました。これは非常にうまくいき、私自身のブランドから製品を販売することに加えて、ライセンスを通して知的財産の有効活用もできました。”と彼女は述べています。

女性と国際特許制度：心強い傾向

当該記事では、女性発明家による PCT の利用における傾向を分析しており、“特許とジェンダーに関する WIPO のデータは、世界中の全ての地域において、特許庁に最初に提出された出願に少なくとも一人の女性発明者の名前が含まれている PCT 出願の割合の増加が見られるという心強い傾向を明らかにしている”としております。これまで大きな進展はありましたが、現在の伸び率では国際

¹ 毎年4月26日に記念されています。

特許制度の利用における男女平等は2070年まで実現されない可能性が高いため、さらなる進展が必要であることをデータは示しています。

WIPO マガジンは以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

また2018年第2号(2018年4月)は以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2018/wipo_pub_121_2018_02.pdf

実務アドバイス

どの指定官庁が実用新案による保護を提供するかを知る方法と、国際出願に関してそのような保護を請求する方法

Q: まもなく国際出願を提出する予定でおり、実用新案による保護の取得を希望しています。どの指定官庁がそのような保護を提供しているのかを知る方法を教えてください。また当方の出願がそれらの国々において実用新案出願として取り扱われるにはどのように請求すればよいのでしょうか？

A: 先月号の“実務アドバイス”(PCT Newsletter 2018年4月号)で掲載されました実用新案による保護のメリットとデメリットについての説明を思い起こしてください。実用新案による保護は85²のPCT締約国で利用可能です。それらは、特定の国内官庁により付与される国内の実用新案として、若しくはアフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) 又はアフリカ知的所有権機関 (OAPI) により付与される実用新案としての保護です。いくつかの官庁は特許に代わる代替手段としてのみ実用新案による保護を提供しますが、多くの官庁では特許による保護に加えて、出願人に実用新案による保護を請求することを許容しています。これは特許の付与を待つ間に実用新案による保護を取得したい場合に有用になり得ます。実用新案による保護を取得可能なPCT締約国に関する情報は、以下のリンク先から、“Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States”の表をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf>

実用新案による保護の請求に関して、PCT願書様式(様式PCT/RO/101)の提出は、PCT規則4.9(a)に基づき、**全ての種類の保護の付与のために**(また、該当する場合には、広域特許及び国内特許の両方の付与のために)、国際出願日にPCTに拘束される全ての締約国を指定することを構成します。これは、特許の代わりに(若しくは、該当する場合には、特許に加えて)実用新案による保護(若しくは他の取得可能な代替手段による保護³)の請求を希望する場合には、国際段階の期間中はいずれの行為も行う必要がないことを意味します。実際、国際段階の期間中に特定の種類の保護を請求するための規定はありません(しかし、特定の国の指定に関する限り特定の種類の保護を取り下げることが可能です)。なお、出願が追加特許、追加証、追加発明者証若しくは追加実用証(PCT規則4.11(a)(i))、若しくは先の出願の継続出願若しくは一部継続出願(PCT規則4.11(a)(ii))として取り扱われることを希望する場合の状況と混同されませんようご注意ください。これらの場合には、願書にはその旨の記載が求められることがあります。

² この数は特に“実用新案”のみに関するもので、他の同様の種類の保護を付与する官庁は含みません。

³ 今回の“実務アドバイス”では、“実用新案”の用語は“小特許”、“イノベティブ特許”、“短期特許”、“実用イノベーション”及び“イノベーション特許”のような他の同様の権利と一般的に互換性のあるものとして使用しています。

PCT第43条⁴が適用される指定（又は選択）国において、特許の付与を求める出願ではなく、実用新案の付与を求める出願として国際出願が取り扱われることを希望する場合、若しくはPCT第44条に従い、二種類以上の保護を求める（これが可能な範囲で）出願として国際出願が取り扱われることを希望する場合、通常は国内（又は広域）段階へ移行するためにPCT第22（又は39）条に規定する必要な行為を行う時に、当該官庁に対し貴殿の選択する保護を表示すべきです（PCT規則49の2.1(a)参照）。しかしながら、当該行為を行う必要がある時期は適用される国内法令によって異なる場合があります。いくつかの指定（又は選択）官庁は貴殿の選択する保護を後から表示することを許容しています（PCT規則49の2.2(b)）。二種類以上の保護を求める場合には、主として求める保護の種類を表示することも求められることがある点にご留意ください（PCT規則49の2.1(b)参照）。

PCT第22条に規定する行為を行う時に、実用新案による保護の申請を希望する旨を明示的に表示しない場合には、指定官庁は特許を求める出願として取り扱うでしょう。しかしながら、そのような明示的な表示をしない場合であっても、出願人により支払われる国内手数料が実用新案を求める国内手数料に相当する場合には、当該手数料の支払いは国際出願が実用新案を求める出願として取り扱われることを希望する旨の表示とみなされ、指定官庁はその旨を通知するでしょう（PCT規則49の2.1(e)）。

いくつかの官庁は、実用新案を求める出願に関して、国内段階への移行を請求するために使用される特定の様式を有している場合があります点にご留意ください。そのような様式を使用することをお勧めいたしますが、PCT規則49.4に規定するように、その使用は義務ではなく、出願人はPCT第22条に規定する行為を行う時に国内様式を使用することを要求されません。

一の特定の種類の保護を請求する場合であっても、多くの官庁はその後、一の種類保護を他の種類の保護へ変更することを許容するでしょう（PCT規則49の2.2(b)参照）（例えば、実用新案出願（又は実用新案）から特許出願（又は特許）への変更、若しくはその逆）。これはしかしながら、特別手数料の支払い対象になる場合があります。当該変更は通常、出願人によって行われますが、いくつかの官庁は該当する場合、職権により出願を変更することがあります。

異なる種類の保護の請求に関する指定官庁の特定の要件について、また一の種類保護を他の種類の保護へ変更することについての詳細は、PCT出願人の手引の関連する国内編をご参照ください。以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/>

⁴ PCT第43条は、国内法令がそのような保護を定めている国において、国際出願が特定の種類の保護の付与を求めることを出願人が表示できることを規定しています。